

○福島地方水道用水供給企業団公務災害 見舞金支給規程

〔昭和60年11月1日
管理規程第13号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合に支給する公務災害見舞金に関し必要な事項を定めるものとする。

（見舞金）

第2条 前条の公務災害見舞金については、福島市水道局の公務災害見舞金の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。